

## 議案第37号

### 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が月額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から	略	

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が月額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」	略	

第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「 <u>自己都合等退職者</u> 」という。)で、勤続期間が20年未満のもの	
2 勤続期間が20年未満である <u>自己都合等退職者</u> 及び次条又は第5条の規定に該当する者を除き、退職した者	略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

略
---

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

という。)で、勤続期間が20年未満のもの	
2 勤続期間が20年未満である <u>自己都合退職者</u> 及び次条又は第5条の規定に該当する者を除き、退職した者	略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

略
---

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整

月額) を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 略

2・3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計

月額) を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 略

2・3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算し

算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 略

附 則

1～27 略

28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の

た額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 略

附 則

1～27 略

28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号） 附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員とな

基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

29～33 略

34 平成10年10月21日に日本国有鉄道改革法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職

り、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

29～33 略

34 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者

員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

35～37 略

の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

35～37 略

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

##### （職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が月額で定められている者については、給料の月額を21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割合
1 傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によら	略	

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が月額で定められている者については、給料の月額を21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によ	略	

ず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの

略

らず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの

略